

第 608 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 15 年 8 月 8 日（金） 14:00～15:40
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題

- (1) 庶務事項

- ア 統計審議会専門委員の発令について
- イ 部会に属すべき専門委員の指名について

- (2) 諮問事項

- 諮問第 291 号「平成 16 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」

- (3) 部会報告

- (4) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第 291 号「平成 16 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」
- 4) 部会の開催状況
- 5) 指定統計調査の承認等の状況（平成 15 年 7 月分）
- 6) 平成 15 年 6 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 51 巻・第 6 号）
- 7) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省須田統計調査部長、厚生労働省渡辺統計情報部長、
同大橋国民生活基礎調査室長、農林水産省河崎統計企画課長、
経済産業省石田統計企画室長、国土交通省星野情報管理部長、
東京都古河統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省大林統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

- (1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。

- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料 2 のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

- (2) 答申事項

- 諮問第 291 号「平成 16 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が、資料 3 の諮問文の朗読及び諮問の補足説

明を行った。続いて、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課の大橋国民生活基礎調査室長が調査計画の説明を行った。

舟岡委員) 国民生活基礎調査は、子供の有無とか、その居住地あるいは同居、準同居といった子供とのかかわり方を明らかにする事項を早くから調査していて、更に前回調査からは介護票の調査を開始するなど、高齢者の生活状況を総合的にとらえることができる優れた調査であると私は評価している。

近年、公的な社会保障制度を補完するものとして、家族による生活保障機能が見直されている。国民生活基礎調査は、継続的で、大掛かりな政府統計としては、家族による生活保障機能をとらえる唯一の統計調査であると言ってもいいと思うが、この調査は、世帯を対象とした他の統計調査と同様に、主に世帯を単位として調査設計がなされているため、家族機能というものについて十分な分析がなかなかできない。

例えば、世帯から3か月を超えて離れた家族は世帯の構成員とはみなされないため、それまで要介護者を抱えていた世帯がその要介護者を3か月以上施設に入居させると同時に要介護者のいない世帯になってしまう。これでどのような問題が生じるかというと、要介護者がいたときは、主に夫の配偶者が身の回りの世話をすることになるため働きにも出られず、世帯収入も当然それを反映して少ない。一方、要介護者を施設に入居させると同時に配偶者の就業が可能となり、また他方では、仕送り等の経済的負担が増えることから、働きに出て世帯収入の増加を図るといったようなケースが多いのではないかと思う。

このような実態を明らかにする観点から、資料3の参考4における調査票(案)の「世帯票」において、例えば、「(3)平成16年5月中の家計支出額及び別居の親・子への仕送り額」に、別居の親・子への仕送り額を調査する欄があり、また、「(6)特定の転出者のいる世帯」について調査する欄もある。「家族」の定義は、必ずしも明確ではないが、高齢化社会が進む中で、世帯との何らかの対応づけを図るべくいろいろな工夫をすることにより、家族によるセーフティネットの実態と機能をこの調査でより明らかにできるのではないか。そういう観点から、そのような方向を目指しながら調査内容を充実させることが望まれる。

大橋室長) 確かに舟岡委員の御指摘のように、現在は、施設に入ってしまうと世帯と家族が非連続になってしまう。いわゆる準同居というものの概念はいろいろあると思うが、例えば、施設に入った方に対して仕送りをしているとか、血縁関係があつて、しかも相互扶助の関係にあるというものを明らかにするためには、施設に入居すると非連続になってしまうところについて、やはり何らかの工夫が必要ではないかと思う。

具体的に、この調査票でどのようにすればそういうものがとらえられるのか等については、部会での御審議をお願いしたいと思う。

西村委員) 若干マニアックな話になって申し訳ないが、いわゆる「ひきこもり」というものは、この調査ではどういう形でとらえるのか、又はとらえる必要がないとお考えなのかをお伺いしたい。

大橋室長) この調査は、国民の生活の全体像を明らかにするということで実施しているものであり、具体的に、例えば「ひきこもり」の実態を把握するためにはどうするのかというようなことについて、直接今まで考えたことはないが、実際に世帯の中にそういう

方がいらっしゃるということは厚生労働行政にとっても緊急の課題だということで、いろいろな施策を展開しているところである。

仮に、この調査で「ひきこもり」の実態を把握するとするならば、「ひきこもり」とは一体どういうものなのか、また、そういうことを調査することについて全体的なコンセンサスが得られるのかどうか、さらには、それを把握するためには、全部で5票あるうちのどの調査票を使うのかなどを検討する必要がある。関係する調査票については、「健康票」と「世帯票」が考えられるが、「世帯票」は御承知のとおり、基本的な情報を把握しているものであり、「健康票」にしても「ひきこもり」というのは病気なのかどうかという議論もあるので、その辺りはもう少し考える必要があるのではないかと。これも、次回の部会ぐらいいままでに私どもの方で考えさせていただきたいと思う。

竹内会長) 今の関連で申し上げますと、「健康票」の中の「問8」において、どんなことが気になるかという問いがあり、選択肢の中に、「子どもの教育」と「子どもの仕事に関する事」というのがあるが、最近、子供がいろいろな事件を起こしており、上手く表現する必要があるが子供のそういった精神上の健全性に関することも気になることとして挙げられると思う。

大橋室長) ここでは「子どもの教育」という表現になっているが、例えば、子供の教育という場合は、受験でいう教育なのか、あるいはしつけなのかというようなこともあるだろうと思う。したがって、この辺りの選択肢については、部会でいろいろ御意見を賜りたいと考えている。

竹内会長) その辺のワーディングを少しやっていただきたいと思いますと思う。

もう一つ伺いたいのが、例えば、喫煙の状況というのは、もっと詳しい調査が別に行われるのでここでは省くということになっている。確かに、他の調査では喫煙の状況を非常に詳しく調査していると思うが、標本数としては小さいと思うので、やはり大規模な調査で、どのくらいたばこを吸っている人がいるのかというようなことについて、そんなに詳しくなくてもいいが、ある程度調査した方がいいのではないかと。思う。

大橋室長) 今回、健康増進法が施行されて「国民栄養調査」が「国民健康・栄養調査」になった。調査の役割のようなものがあって、「国民生活基礎調査」は、厚生労働省の各種調査の親標本となるものであり、その後続調査として「国民健康・栄養調査」を行うわけである。「国民健康・栄養調査」における調査世帯数は、6,000か7,000だと思うが、それでいくと20歳以上で12,000人から13,000人が抽出されることになり、男女別にみても調査客体が6,000程度ある。それを年齢で見ると、平均すれば1階層当たり1,000程度の標本数となるので、それである程度喫煙の動向は分かるのではないかと。思う。

竹内会長) 「国民健康・栄養調査」では、非常に詳しく具体的に何本吸っているかなど、いろいろな調査項目があり、それはそれでいいとしても、同時に、例えば、若年層の喫煙率がどうなっているのか、女性の喫煙が増えているのかといったようなことは、大きな標本数でないと詳細には把握しにくいところがあるので、両方で調査してもいいと思う。つまり、喫煙しているか、していないかぐらいの区別ができるような調査と、もっと詳しく何年から喫煙を始めたとか、いつ止めたかといったような調査と

の二段構えでもいいと思う。これだけ大きな調査票のスペースがあるのなら、せっかくの情報をどこかで生かしていただけないものかという気がしている。

大橋室長) それには二つの問題がある。一つは調査体系上の問題であり、もう一つは、正確にかつ詳細に把握するためには、「国民健康・栄養調査」の方が適しているのではないかという点である。これについては、「国民健康・栄養調査」を所管している部局とも、相談をしてみたいと考えている。

竹内会長) 私の統計的発想からすると、その大まかな情報に関しては大きな標本からとらえ、小さい標本からは非常に詳しいデータをとらえるということになる。非常に詳しいデータをその母集団に復元するときには、むしろ、もとの大まかな情報がかなり役に立つということがあるので、そういう点で言うと、せっかくこれだけの調査をするのなら活かしていただけないかという気もする。一方で健康状態、病気の状態については、随分と詳しい区別があり、それだけ詳しい区別を医者ではなくて調査対象の世帯の方で聞いて果たして正確に答えられるのかという疑問や懸念もないわけではないので、その辺はもう少し御検討いただきたい。

篠塚委員) 感想と、それから1点質問をしたい。まず質問だが、今回、「貯蓄票」は変更なしということだと思うが、「世帯票」の中で就業に関する調査事項がきめ細かくなり、世帯に関する就業構造の部分の集計が詳しくなった結果、「貯蓄票」の集計の段階で何か大きく変わるような計画があるのかどうか。

あとは感想であるが、就業構造基本調査で、きめ細かく就業の状態について調査しているにもかかわらず、厚生労働省としては政策的な目的から、別途の調査として、この調査を実施することになったということに対しては非常に評価しており、その結果、少子化対策とかフリーターの問題、新たな家族の機能などが評価されるのはよい方向だと思う。

そこで、お願いしたいことは、この調査内容がかなりきめ細かくなった結果、いろいろとクロスさせると非常に面白い結果が出てくるのではないかと思う。これを「健康票」なり、ほかの調査票とどのようにクロスさせればもっと面白いものができるのかという視点から、集計方法などにいろいろと工夫が必要であると思うので、そのことについて、今後議論していただきたい。

大橋室長) まず1点目の御質問であるが、就業のところが非常に詳しくなった結果、その分貯蓄にどのように影響があるのかについては、当然私どもは、例えば、女性の働き方として、今回有業の場合、パートなのか、あるいはどのぐらい時間をかけているのかというようなことを聞いている。また、就業構造基本調査との違いは、いわゆる世帯構造というか、例えば3世代なのか、夫婦と未婚の子供のいる世帯なのか、あるいは母子世帯なのか、そういう観点から女性の就業の働き方を明らかにするわけである。女性が働くというのは、当然それは家計の問題もあり、ただ単に収入と支出だけではなくてやはり貯蓄の問題もあるということで、例えば、共働きの夫婦の場合や、女性が働いている場合の実際の世帯の背景として家計がどうなっているかというような視点から、貯蓄の分布をとるといったようなことを考えているところである。

竹内会長) 「貯蓄票」は前回と変わっていないということであるが、実はこの貯蓄の中には株式とかその他いろいろ価格が変動して、いわゆるキャピタルゲイン、キャピタルロス

が生ずるものがある。貯蓄が増えたか、減ったかという設問の減った理由の中に、お金を使ったことで減ったということが書いてあるが、株価が下がったために貯蓄が減ったというのも理由としてはあり得ると思う。その他の欄に入れればよいということかもしれないが、この欄も作っていただきたいと思う。

大橋室長) 部会の方で検討してみたい。

竹内会長) 部会の方で御検討いただければいいと思うが、その貯蓄票が全く何も変化がないということで、そのまま審議が省略されては困ると思うのでお願いしたい。

飯島委員) 今回のこの調査では、社会保障制度の問題と雇用対策の問題に大きな焦点を当てていろいろ御検討されていることについては、非常に時宜を得た調査内容だと思っている。特に、日本の政府に今一番欠けているのは、国民の不安を解消するということであるとよく言われるが、具体的に国民はどのような不安を持っているから、どのように解消しなければいけないのかというその施策がいまだ無く、具体的には示されていない。

やはり、その不安というのは、老後の不安と健康の不安と雇用不安だろう。それを将来的に国民に対してきちんとアナウンスするためにも、そのデータベースとなるような調査をするというのは非常に大事なことだと思う。この調査には大いに期待している。

今は、企業サイドを始め、集団健診も含めて健康診断とか人間ドックといった予防医学の方に非常に重点を置きつつある。「健康票」の中で、そういった事柄について実施しているか否かということを設定している項目があるのかどうか教えていただきたい。

大橋室長) 質問9のところの「あなたは過去1年間に、健康診断や人間ドックを受けたことがありますか」、ある場合に「どのような機会に健診を受けましたか」という設問で、職場で受けたのか、学校で受けたのか、市区町村で受けたのか、これらについて今回厚生省と労働省が一緒になったので、職域と地域保健、それから学校保健も含めて、全体にどういうところで受けたのかを聞いている。

飯島委員) それは非常にいいと思う。

竹内会長) 今飯島委員がおっしゃったこととの関係で、ついでに申し上げておきたいが、「健康票」の質問8のところ、どのようなことが最も気になっていきますかという設問がある。ちょうど「健康票」の中にあるから健康に関することが主なのもかもしれないので、それはそれでいいが、これにはいろいろなことが入っているため、もう少し整理していただいた方がいいという気がする。つまり、「健康票」だから健康に関することが主でなくてはいけないといったような縄張りの的に使われては困るのであって、経済的なことや健康に関すること、家族に関することなど、ある程度は総合的に聞いていただいた方がいいのではないか。それは「健康票」の中にあっても構わないが、必ずしも健康に関することだけでなく、ここに関係ないこともあると思うので、もう少し整理して聞いていただいたら、非常に有益な情報になると思う。

大橋室長) 検討させていただきたい。

竹内会長) 他に御意見がないようならば、本件については、国民生活・社会統計部会で審議していただくよう、廣松部会長にお願いしたい。

(3) 部会報告

○ 企業統計部会及び運輸・流通統計部会

平成 15 年 7 月 18 日に開催された第 75 回企業統計部会及び第 112 回運輸・流通統計部会合同会議（議題：「平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について」）及び 7 月 29 日に開催された第 76 回企業統計部会（議題：「平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について～事業所・企業統計調査（簡易調査）を中心として～」）の結果について、舟岡部会長から、また、8 月 7 日に開催された第 113 回運輸・流通統計部会（議題：「平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について～商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査を中心として～」）の結果について、西村部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

廣松委員）私も企業統計部会、運輸・流通統計部会の委員として出席したので、今、両部会長が御報告されたことに関して、ごく簡単な補足という意味で何点か申し上げたい。

まず、8 月 7 日の第 113 回の運輸・流通統計部会においては、営業時間について 1 日何時間というように、今の原案では時間数だけを書くことになっているが、それについては、開店時間と閉店時間の両方を書いた方がいいのではないかという意見が出た。

実は、商業統計の本調査では、1 日の時間数のほかに、この開店時間と閉店時間の両方を書くことになっているが、前回の簡易調査では時間数だけであった。簡易調査の継続性という意味では時間数だけに限定しても問題は起こらないが、本調査で時間数、開店時間と閉店時間の両方をとっているのなら、簡易調査においても、とればとった方がいいのではないかという意見が出て、こういう形で改めて検討していただくことになった次第である。

それから 2 点目として、現在の平成 16 年問題と言われている状況の下でこの 3 調査を同時に実施するという点に関しては、調査の効率化という意味で評価すべきであろうと思う。しかし、それを個々の調査、具体的に事業所・企業統計調査、商業統計調査、それからサービス業基本調査という個別の調査の観点から考えた場合に、3 調査同時実施という制約から調査内容の簡素化が行われているという点は、どうしても否定できないと思う。

もちろん諸般の事情から、すなわち平成 16 年問題であるとか、それから今回は、前回の商業と事業所・企業の同時実施のときには調査員の負担が大きかったため、一人当たりの調査区数を減らすことにより調査員の数を増やさなくてはならないということになり、その量を確保すると同時に質も確保しなければならないという面からすると、客観的な状況としては大変難しいところがあると思うが、やはり本来の統計目的からすると、それぞれの調査をもっと充実させるという視点も含めて考えるべきではないかと思う。

3 点目は、この 3 調査の審議の席で、報告者の負担軽減や実施サイドの負担の軽減ということが大変強く何回も繰り返して言われているが、16 年にはもう一つ全国消費

実態調査というのがある。これは、先ほど舟岡部会長から御紹介いただいたとおりであるが、どうも雰囲気としてこの3調査が終わると調査員の方というか、都道府県の方がくたびれ果て、全国消費実態調査にまで気が回らなくなるのではないかという心配や懸念を感じてしまうため、合同部会の際に、その点に関してもぜひお忘れなくということを一言付け加えた次第である。

飯島委員) 今、両部会長から御説明いただき、アウトラインは分かったが、廣松委員のおっしゃったこととの関連で、やはり報告者負担の軽減や、スペースが狭い、あるいは調査の簡素化というのは、それは結果であればいいが、目的とするならば、3調査が一緒になっても、その目的に対して必要な調査項目がプライオリティーをつけてきちっと入っているかどうかということがポイントだと思う。

その目的に照らして、必要な調査項目さえも調査ができないとなれば、何のための調査かという、調査自体が曖昧なものになるため、その調査データを使いこなす場合もいろいろと制約が出てくるのではないか。だから、これは部会長と事務局において調整する問題としてだけでなく、その調査目的と合わせた調査項目のプライオリティーを付けた必要な情報はきちんと入ることが原則でないとおかしいのではないかと思うが、いかがか。

竹内会長) 調整するというようにここには書いてあるが、どういう方向で調整がされそうなのかは部会長から御説明いただきたい。

廣松委員) 部会長と事務局で調整をしていただくと言ったのは、答申の書き方、すなわち、どういう形で答申を出すかということであって、飯島委員のおっしゃった点に関しては、残念ながら現在これを議論する場がどこにもないというか、企業統計部会あるいは運輸・流通統計部会、そしてその合同部会という形で3調査については議論する場はあるが、大規模調査のその調査年の間隔というものを、どういうふうに調整していくのかということに関しては、現時点においてどこで議論すればいいのかよく分からないという戸惑いがあることも事実だと思う。

西村委員) 飯島委員の御意見に関連して、例えば、サービス業基本調査に限定していうと、3調査を同時実施することによって、例えばここには書いていないが、新設事業所については30人以上調べるが30人以下については調べないといったようないろいろなことが生じてくる。

したがって、全体としてみると、例えば売上高とか、そういったマクロの集計量に関しての精度は保つという形にはするが、個々のデータとしての精度はやっぱり下がる。その問題をどうするかという点について、諮問を受けた立場としては何ともしがたいが、それはやはりどこかで考える必要があるのではないかと思う。しかし、答申案にはそれは書ける話ではないので、答申案では問題点を指摘した形で、それを3調査合同の形で後ろにくっつけるのか、それとも、それぞれの問題について、それぞれの調査ごとにくっつけるのかということを考えようということで、事務局側と調整することになっている。ただし、根本的な問題については、御指摘のとおりの問題があるということとは否定できないと思う。

竹内会長) 根本的なところで問題があるということがそのままにされて答申案が出て困るという気もするが、確かにいろいろもっと欲しいものがたくさんあるし、あるいはその

統計の精度の上からいっても、できればこうしたいということがあっても現実の制約からはそれはできないということであれば、それは仕方がない面もある。私もまだ釈然としない気がするのは、同時実施を今回やることになったということはいいとして、同時実施により、一枚の調査票でやることになったので、どうしても紙面上の制約からこれを調整できないというのは何となく本末転倒と言う気がする。したがって、その辺は十分部会として納得のいく妥協という形にさせていただかないと問題であると思う。

舟岡委員) 事業所・企業統計調査と商業統計調査は今回は簡易調査であり、これとは別に5年ごとに詳細な調査があるから、特に大きな問題はないと言ったら語弊があるかもしれないが、何とか実態把握のために必要な情報はカバーできるだろうと思う。ところが、サービス業基本調査は5年に1回の実施であり、この同時実施で行う調査しかないわけである。サービス業基本調査は、サービス業の基本構造を明らかにするという重要な役割を持っている調査であるが、今回の同時実施の中で、いろいろな工夫が施されて、形式的にはこの調査内容で今までの調査から得られた情報と同程度のものが得られるだろうと思う。ただし、サービス業というのは概して初期投資が少なくて済む産業なので、その対象とする事業を転々とする、あるいはしやすい産業としての特色があると思う。その際に、事業内容についてプレプリントされた重要な情報が訂正されないということになると、サービス業の細かな産業構造、業種構成がこの5年間でどう変化したかについての情報が得られなくなって実態を見誤るおそれがないかと私はいささか懸念している。

竹内会長) ということは、事業所の事業の種類というものでプレプリントに入れるということについてはもう少し検討していただいて、もしできたらそれはやめられないかということか。

舟岡委員) いや、プレプリントしてあっても、しっかりと訂正してもらえるような何かうまい知恵がないかということである。

竹内会長) 特に、そこに注意してくださいというような何か注意事項を入れていただくということになっていると思う。

西村委員) 注意事項は入っている。

少なくとも私が見た範囲では、この制限の中でほとんど最高に近いことを考えていると評価はしている。

竹内会長) それから一つお伺いしたいが、第76回企業統計部会のところに、事業所の捕捉率を向上させるために、行政記録の活用方策や外観調査を検討すべきとの意見が出され云々と、十分な検討が必要であるとされたと書かれてあるが、この行政記録の活用ということについては何か具体的な話は出ているのか。

舟岡委員) 例えば、人材派遣業を営む事業所とかNPO法人とか大型商業施設については、各省庁が届出に基づいて名簿情報を持っている。それを都道府県に提供することで、その情報を都道府県が新設事業所等を捕捉するときの補助情報として活用すれば、新設事業所の捕捉漏れが少なくて済むのではないかと考える。特に、オートロックマンションとか、出入りが自由ではないところについても第一段階としてアクセスしうる類いの情報として十分有用ではないかと考えられるので調査実施部局で十分検討してい

ただきたいと思う。

竹内会長) その御返事は頂けるのか。

舟岡委員) 次回の合同部会にでも頂けるのではないかと思います。

竹内会長) そういう情報があることは十分分かっているが、それをできれば利用することが望ましいというようなことのレベルで留まっていたのではちょっとまずいと思う。つまり、使うとしたらこれは全部一律に使うということにしないと、使えたら使っていたきたいという漠然とした言い方では多分使われなくなる。あるいはもっと困るのは、不均一に使われてしまうことである。あるところは使ったけれども別のところは使わないということになると精度が非常に不均一になるから、そういう点ではこういうことを決めていただきたい。もちろん、事務局の方で調べたら、なかなか難しいというようなことが場合によってはあると思う。以前、法人土地基本調査において固定資産課税台帳のデータを使うということであったが、法律的に使うのが駄目だということが分かり、結局駄目になったということもあるから、ここははっきり結論を出しておいていただきたいと思う。

飯島委員) 本社一括調査というのは、基本的にはそういう方向で私はいいと思う。それから、プレプリントについてもいろいろ御意見があるかもしれないが、やはりできるだけ報告者の負担軽減を図る観点から出せるものは出していただいて、それをチェックして数字改訂をしていただくという方向の方がいいのではないかと思います。最近、特に連結決算がどんどん進んでおり、そのため企業によっては事務サービス部門を独立して分社化し、一括して財務会計、税務会計、それから雇用、資産会計、固定資産も全部そこでやっているような企業も出てきている。したがって、あまり昔のやり方にとらわれずに、この方向でまずやっていただいて、それができなければ個別事業所、企業統計の方にそれをやっていただくということに書いてある方向で私はいいと思う。

それから、第76回企業統計部会の結果概要における「5審議概要」の(3)、(4)番目の項目について、まず従業者数というのは、正規プラス非正規社員まで入っているのかどうかというのが1点目の質問である。

2点目の質問は、ホールディングカンパニーというものとその下に入っている企業は別々に見るのか、ホールディングカンパニー1本で見るとか、委員会等設置云々というよりも、企業形態の現実の方が問題ではないかと思う。委員会方式というのは、どちらかというところコーポレートガバナンスの対応で設けられているので、その点はどうかという点である。

3点目の質問は、審議概要(3)に有給役員と書いてあるが、無給役員がいるのかどうか。むしろ、そうではなくて、商法上の取締役と執行役員との対応関係をどう考えるかということが問題なのではないかという点である。

4点目の質問は、審議概要(4)に事業所・企業の新設、存続、廃業とあるが、これはこれでいいが、一方の考え方としては、企業の分割、分社化、統合といったように企業はダイナミックに動いているので、この新設、存続、廃業以外に、そういう分社化とか分割、統合といったような分け方の方が企業サイドから見たら現実的に分かり易いという感じがするという点であるが、いかがか。

竹内会長) その辺についてどうぞ。

舟岡委員) まず、従業者の概念であるが、派遣等について給与負担を派遣元が持てば派遣元の従業者扱いにし、また、派遣先が給与の大半を負担するのであれば派遣先の従業者扱いにするという扱いがほかの関連する統計調査でも行われているのかどうか。さらに、休業者について、これはあくまでも企業概念であるが、事業所概念の中に登場させるときに従業者の中を含めるべきか否か、そのところの確認ではないかと思う。

2点目については、事業所・企業統計調査において、事業所を束ねる本社企業については本社事業所単体の情報をとらえており、ホールディングカンパニーについてもその持ち株会社単体として調査することになる。

3点目は、有給役員についてであるが、無給役員をどうするかについては扱いが微妙だと思う。商法改正が今年4月に行われるまでは、会社組織については、取締役と監査役、会社以外の法人については理事と監事が役員として置かれていたが、委員会等設置会社の形態が認められるようになってからは執行役と取締役が役員扱いになっている。委員会等設置会社にならうような形で最近、執行役員という肩書きが出てきた。取締役の名称がつく場合とつかない場合とがあり、後者については、常務執行役員とか専務執行役員と称している場合においても、商法上は企業の使用人と位置付けられる。組織上は使用人であっても役員という名前がかぶせられている場合、統計調査上、場合によっては、有給役員の中にカウントしてしまうおそれがあるかもしれない。逆に、実態が役員扱いだから役員としてカウントした方がいいということかもしれないので、その辺について取扱いを確認しておきたいと考えている。

4点目の会社の分割と分離、合併等については、この簡易調査では行わないが、会社のグループ化についての情報を調査する事業所・企業統計調査の本調査では、そういう調査事項を設けている。

竹内会長) 今の点は、つまり、この事業所統計調査はあくまでも事業所を対象とするものだから、その事業所が存続しているものは、それを持っている会社が合併したりして、いろいろ企業形態が変わっても事業所としては存続しているとみなす。例えば、銀行の支店というのは、いろいろと銀行の名前変わったが、同じところにずっと支店があればそれは同じ支店として、例えば三井銀行が太陽神戸三井になり、さくらになり、更に三井住友になっても継続しているということにするのか。

舟岡委員) これは改めて次の合同部会で確認方々議論したいと思う。

竹内会長) 逆に言うと、銀行なんかはそうでないと困ると思う。

舟岡委員) 統計間で少なくとも統一をとることが非常に重要だと思う。

竹内会長) それはそれで同じとみなすということにしておいていただかないと、むしろまずいのではないか。看板が全部変わったことにしたのでは大変だと思う。

舟岡委員) 議論する。

竹内会長) 有給役員については、社外監査役とか社外重役というのは有給役員に入るのか。

舟岡委員) 委員会等設置会社においても社外取締役は取締役としての役員である。

竹内会長) その会社において、役員は従業員全体の中の人数に入るのか。

舟岡委員) そう思う。

飯島委員) 商法上の取扱いで私はいいと思う。常勤であろうと非常勤であろうと、商法上は取締役であるから。

それから派遣についても、先ほど給与負担の半分以上であれば派遣先が、そうでなければ派遣元がというカウントのポイントをおっしゃっているけれども、それは事業所とか企業から見たら非常にややこしい。そういう給与負担の有無ではなくて、むしろ親元の就業規則を適用されている社員なのか、派遣先あるいは出向先の就業規則を適用されているのかどうかということでその置かれている社員としての身分が明らかに違うので、そちらの観点から見ていただいた方がいいと思う。

その裏にあるのは、労災保険をどこが掛けているかということである。指揮命令系統を持っているところが労災保険を掛けているわけであり、その観点から見ていただいた方が企業サイドとしては分かりやすいと思う。

竹内会長) 要するに、労災保険を掛けている者を基準にした方が公的にもやりやすいのではないかな。

その辺は、飯島委員からいろいろ御指摘いただいたことをよく御検討いただいた方がいいと思う。

篠塚委員) 感想であるが、企業統計部会の舟岡部会長の御報告と、運輸・流通統計部会の西村部会長の御報告の二つを伺った感じでは、舟岡部会長の方では一応この3統計を同時実施することについて、基本的にはいろいろ問題はあったとしてもよろしいのではないかなというように伺え、また、西村部会長の方の御報告は、やっぱり基本的なところで最終的にこの3調査を同時に実施することについてはかなり本来の調査目的に制約が生じるというような方向に伺えたが、そのようなまとめ方でよろしいかな。

西村委員) 私の方のサービス業基本調査は、簡易調査ではなくて本調査であるということがほかの調査と大きく違う点である。

篠塚委員) 了解した。

竹内会長) その上で、やはり基本的にこの調査では困るという結論では困るので、それをどうするかはしっかりと結論を出していただきたい。

(4) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び山本統計審査官から、平成15年7月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「医療施設調査」及び「造船造機統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「家計消費状況調査」及び「病院報告」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料5による報告が行われた。